

# 令和3年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第6号）

令和3年9月22日（水）  
予算決算常任委員会終了後開議

- 第1. 議案第74号 令和2年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第2. 議案第75号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第3. 議案第76号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4. 議案第77号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5. 議案第78号 令和2年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第6. 議案第79号 令和2年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第7. 議案第80号 令和2年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第8. 議案第81号 令和2年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第9. 報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第10. 議案第82号 財産の取得に関し議決を求めるについて
- 第11. 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
- 第12. 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

# 議案目次（追加）

令和3年矢巾町議会定例会9月会議

21. 報告第17号 矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
22. 議案第82号 財産の取得に関し議決を求めることについて
23. 議案第83号 令和3年度矢巾町一般会計補正予算（第5号）について
24. 発議案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

報告第17号

矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

矢巾地区農業構造改善センター内発生事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和3年9月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第82号

### 財産の取得に関し議決を求めるについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

国指定史跡徳丹城跡について、令和2年度から5か年計画で史跡公園として整備を進めることに伴い、関連イベントの実施に伴う駐車場用地や多目的スペースを確保し、徳丹城跡の魅力発信及び地域活性化を図る。

#### 2 取得する財産

財産の所在地	種別	細目	数量	取得予定価格
矢巾町大字西徳田第3地割178番1	土地	田	788 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割179番	土地	田	1,047 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割180番	土地	田	1,024 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割181番	土地	田	1,042 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割182番	土地	田	1,032 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割183番	土地	田	1,034 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割184番	土地	田	1,028 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割185番	土地	田	1,037 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割186番1	土地	田	430 m <sup>2</sup>	
矢巾町大字西徳田第3地割187番1	土地	田	220 m <sup>2</sup>	
合 計			8,682 m <sup>2</sup>	36,150,000 円

#### 3 取得の方法

買入れ

#### 4 契約の相手方

盛岡市

令和3年9月22日提出

矢巾町長 高橋昌造

発議案第4号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める  
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第14条の規定により提出する。

令和3年9月22日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者 矢巾町議会議員 村松信一

賛成者 // 藤原梅昭

// // 廣田清実

// // 高橋安子

// // 水本淳一

// // 赤丸秀雄

// // 山崎道夫

## コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
財務大臣	殿

総務大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官  
経済再生担当大臣  
県選出国會議員

殿  
殿  
殿  
殿  
殿

矢巾町議会議長 藤原由巳